

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢吹町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

矢吹町長

公表日

令和5年6月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づきジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)・ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、結核、麻しん風しん等の定期接種、おたふくかぜ、ロタウイルス等の任意接種にかかる予診票の発行を行う。また、高齢者に対して、定期接種のインフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種の予診票の発行を行う。</p> <p>予防接種の費用については、公費助成により、定期接種には自己負担は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザには一部自己負担発生。自己負担金については生活保護受給状況に応じて免除を行う)任意接種については一定額を公費助成し、自己負担が発生する場合がある。</p> <p>母子保健法に基づき、住民から妊娠届出を受けて、母子手帳の交付を行い、妊婦健康診査を実施する。出生時の体重が2,500g未満の低出生体重児の届出の受理と訪問指導を行う。</p> <p>また、出生時(および産婦)を対象に、出生時が4か月になる前までに保健師、看護師、母子保健推進員などの訪問により全戸訪問を行う。(妊婦については、必要に応じ訪問等対応する)</p> <p>また、母子健康法に基づく乳幼児健診やその他健康相談により、児の疾患の早期発見と育児不安の軽減等を図る。</p> <p>健康増進法に基づき、各種がん検診を実施し、疾患の予防と早期発見を行う。</p> <p>また、高齢者医療保険確保法に基づく特定健診を行い、生活習慣病の予防と疾患の早期発見、さらに保健指導が必要と判定された住民に保健指導を行う。</p> <p>なお、住民からの電子申請においては、ぴったりサービスの電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインによる申請の確認を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、次の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 健康管理システム2. 団体内統合宛名システム3. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)4. マイナポータル申請管理5. 申請管理システム <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では次のシステムを取り扱う。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル (2) 母子保健ファイル (3) 健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76の項 <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における法令上の根拠は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施であって主務省令で定めるもの」(102の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施であって主務省令で定めるもの」(102の2の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢吹町役場 総務課 総務係 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-42-2117 FAX: 0248-42-2587
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢吹町役場 保健福祉課 健康増進係 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-44-2300 FAX: 0248-42-2138

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月29日	初版作成				
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	矢吹町役場 総務課 行政管理係 住所:福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話:0248-42-2111 FAX:0248-42-2587	矢吹町役場 企画総務課 総務係 住所:福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話:0248-42-2111 FAX:0248-42-2587	事後	組織改革に伴う変更
平成29年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	矢吹町役場 企画総務課 総務係 住所:福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話:0248-42-2111 FAX:0248-42-2587	矢吹町役場 企画総務課 総務係 住所:福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話:0248-42-2117 FAX:0248-42-2587	事後	
平成31年4月9日	表紙 評価実施機関名	矢吹町長 野崎 吉郎	矢吹町長	事前	
平成31年4月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	② 所属長 課長 泉川 稔	課長	事前	新様式変更による修正
平成31年4月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年8月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年8月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月9日	IV リスク対策			事前	新様式変更による追加
令和2年5月15日	表紙 公表日	平成31年4月9日 時点	令和2年5月22日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 ③ システムの名称		②また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、次の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では次のシステムを取り扱う。 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する記載の追加
令和3年4月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における法令上の根拠は次のとおり。 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち 	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する記載の修正
令和3年8月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、次の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、次の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 ③ システムの名称	②また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、次の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では次のシステムを取り扱う。 ワクチン接種記録システム(VRS)	②また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、次の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では次のシステムを取り扱う。 ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能	事後	
令和3年10月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和3年10月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年10月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年2月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム ② 法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠)		:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に 「健康増進法による健康増進事業の実施であって主務省令で定めるもの」(102の2の項)	事前	
令和4年2月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム ② 法令上の根拠 (別表第二における情報照会の根拠)		:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち第二欄(事務)に 「健康増進法による健康増進事業の実施であって主務省令で定めるもの」(102の2の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事前	
令和5年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づきジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)・ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、結核、麻しん風しん等の定期接種、おたふくかぜ、ロタウイルス等の任意接種にかかる予診票の発行を行う。また、高齢者に対して、定期接種のインフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種の予診票の発行を行う。</p> <p>予防接種の費用については、公費助成により、定期接種には自己負担は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザには一部自己負担発生。自己負担金については生活保護受給状況に応じて免除を行う)</p> <p>任意接種については一定額を公費助成し、自己負担が発生する場合がある。</p> <p>母子保健法に基づき、住民から妊娠届出を受けて、母子手帳の交付を行い、妊婦健康診査を実施する。</p> <p>出生時の体重が2,500g未満の低出生体重児の届出の受理と訪問指導を行う。</p> <p>また、出生時(および産婦)を対象に、出生時が4か月になる前までに保健師、看護師、母子保健推進員などの訪問により全戸訪問を行う。(妊婦については、必要に応じ訪問等対応する)</p> <p>また、母子健康法に基づく乳幼児健診やその他健康相談により、児の疾患の早期発見と育児不安の軽減等を図る。</p>	<p>予防接種法に基づきジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)・ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、結核、麻しん風しん等の定期接種、おたふくかぜ、ロタウイルス等の任意接種にかかる予診票の発行を行う。また、高齢者に対して、定期接種のインフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種の予診票の発行を行う。</p> <p>予防接種の費用については、公費助成により、定期接種には自己負担は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザには一部自己負担発生。自己負担金については生活保護受給状況に応じて免除を行う)</p> <p>任意接種については一定額を公費助成し、自己負担が発生する場合がある。</p> <p>母子保健法に基づき、住民から妊娠届出を受けて、母子手帳の交付を行い、妊婦健康診査を実施する。</p> <p>出生時の体重が2,500g未満の低出生体重児の届出の受理と訪問指導を行う。</p> <p>また、出生時(および産婦)を対象に、出生時が4か月になる前までに保健師、看護師、母子保健推進員などの訪問により全戸訪問を行う。(妊婦については、必要に応じ訪問等対応する)</p> <p>また、母子健康法に基づく乳幼児健診やその他健康相談により、児の疾患の早期発見と育児不安の軽減等を図る。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>健康増進法に基づき、各種がん検診を実施し、疾患の予防と早期発見を行う。</p> <p>また、高齢者医療保険確保法に基づく特定健診を行い、生活習慣病の予防と疾患の早期発見、さらに保健指導が必要と判定された住民に保健指導を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、次の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<p>健康増進法に基づき、各種がん検診を実施し、疾患の予防と早期発見を行う。</p> <p>また、高齢者医療保険確保法に基づく特定健診を行い、生活習慣病の予防と疾患の早期発見、さらに保健指導が必要と判定された住民に保健指導を行う。</p> <p>なお、住民からの電子申請においては、ぴったりサービスの電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインによる申請の確認を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、次の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	
令和5年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では次のシステムを取り扱う。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. サービス検索・電子申請機能 4. マイナポータル申請管理 5. 申請管理システム <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では次のシステムを取り扱う。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	矢吹町役場 企画総務課 総務係 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-42-2117 FAX: 0248-42-2587	矢吹町役場 総務課 総務係 住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101 電話: 0248-42-2117 FAX: 0248-42-2587	事後	
令和5年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	